

# 美里町学校給食費に関する条例（案） パブリックコメント

意見の募集期間  
平成27年6月19日（金）から  
平成27年7月21日（火）まで

美 里 町

## 学校給食費の取扱いに関して条例制定が必要な理由

### 【制定の背景と必要性】

学校給食費は、学校給食法に基づき、学校給食の提供を受ける児童又は生徒の保護者が負担することとなっています。

現在、本町の学校給食費は、学校ごとに口座振替又は現金で集金されたものを集計及び管理し、食材業者へ直接支払するいわゆる「私会計」方式としていますが、以下のような課題があります。

- ( 1 ) 学校給食費の集金、食材の購入、支払は各学校で行っているが、法的に管理者が明確でないこと。
- ( 2 ) 教職員が毎月集金、集計、食材費の支出管理及び未納者に対する督促業務を行っており、当該業務が負担となっていることで、教育活動に充てる時間の確保が図れないこと。
- ( 3 ) 現金での集金は、安全管理上の課題があること。
- ( 4 ) 未納金の状況により、食材業者への支払が遅れること。
- ( 5 ) 学校給食費を保護者が納付しない場合、法的手続によって未収金を回収することが困難な事例が発生する可能性があること。

以上のことから、現在の学校給食費の集金及び管理方法を見直し、町の予算に計上して管理及び運用を行ういわゆる「公会計」方式に移行するものであります。

### 学校給食法

第 1 1 条 学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

調理施設の維持管理費、調理員等の人件費は町の負担

2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費(以下「学校給食費」という。)は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 1 6 条に規定する保護者の負担とする。

学校給食費(食材費)は、保護者の負担

## 給食費の公会計化について

給食費の取扱いの透明性を確保すること、教職員の給食費の集金、管理及び支払に負担の軽減とともに教育時間を確保すること、現金収受をなくし安全性を確保することなどを目的に、給食費の取扱いについて、平成28年度から「公会計化」に移行することとしております。御理解、御協力をお願いいたします。

### 1 現在の給食費管理の状況

- (1) 南郷地域の小・中学校と小牛田地域の小・中学校では、管理方法が異なっている。
- (2) 集金方法は、口座振替、PTAによる地区集金、個別集金袋と各学校により異なっている。
- (3) 教職員が毎月集金、集計、食材費の支出管理（南郷地域は除く。）を行っている。また、未納者に対して督促業務も行っている。

#### 学校給食費の公会計と私会計

##### ・公会計

町の予算に計上して、管理及び運用を行うこと（給食費を町に納付し、食材費も町から支出する。）

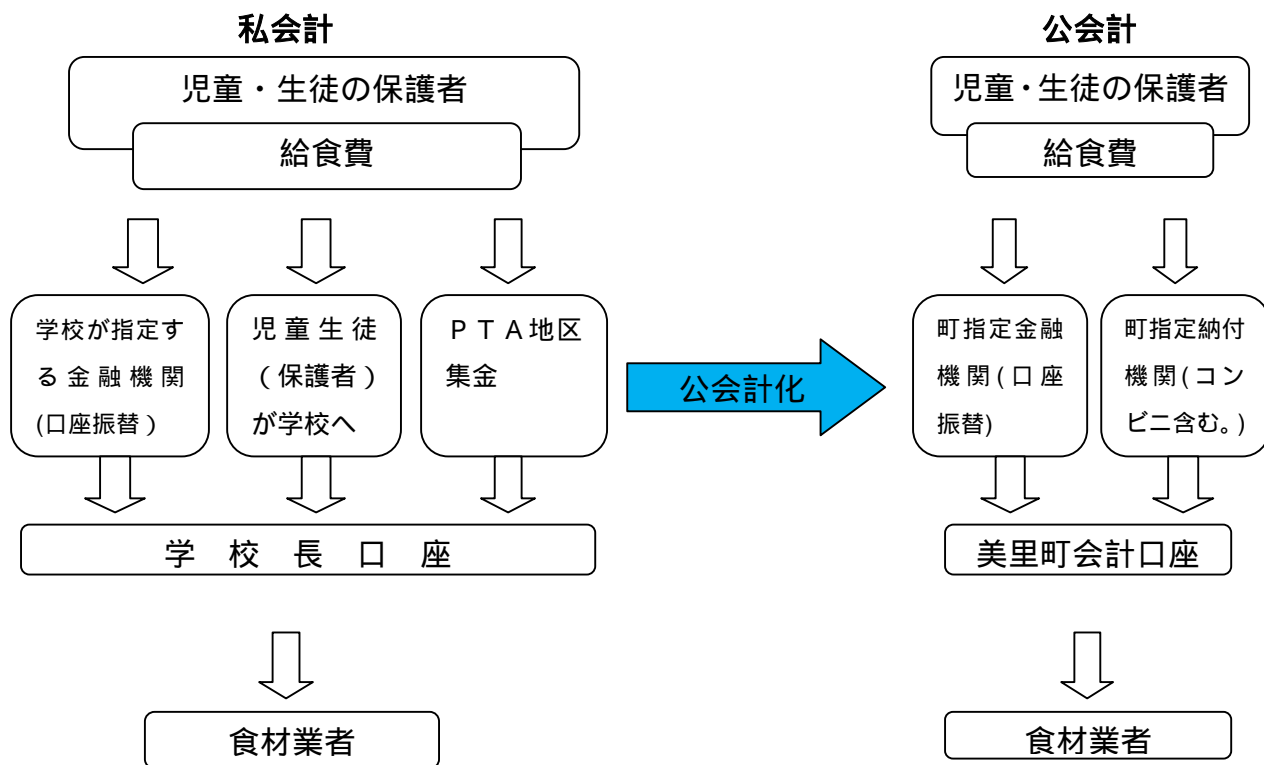
##### ・私会計

給食費を学校長の責任で管理し、学校が食材費を食材業者へ直接支払すること。

### 2 私会計の問題点

- (1) 学校が学校給食費を集金、食材の購入、支払を行っているが、法的に管理者が明確でないこと。
- (2) 教職員が毎月集金、集計、食材費の支出管理を行っていること。また、未納者の督促業務も行っていることから、学校給食に関する業務が負担となり、教育活動に充てる時間の確保が図れないこと。
- (3) 個別集金袋、PTAによる地区集金を行っている学校もあり、現金での集金は、管理上に課題があること。
- (4) 未納金の発生により、場合によっては食材業者への支払が遅れること。
- (5) 学校給食費を保護者が納付しない場合、法的手続によって未収金を回収することが困難な事例が発生する可能性があること。

### 3 公会計のイメージ



#### 4 公会計化の目的

##### (1) 給食費の取扱いの透明性の確保

給食費を町の予算に位置づけ、予算、決算、監査等、町の会計ルールに基づいた管理及び運用を行う。

##### (2) 教育時間の確保

教職員の学校給食費の集金、管理及び支払に係る負担を軽減し、教育時間の確保を図る。

##### (3) 安全性、利便性の確保

学校での現金收受をなくし、安全性の確保を図る。また、保護者が指定した金融機関からの引落、コンビニでの支払が可能となることにより保護者の利便性の向上を図る。

##### (4) 業者への速やかな支払

町のルールに則った執行管理により、食材費の支払を遅滞なく行う。

#### 5 給食費公会計化スケジュール(案)

- ・平成27年4月 P T A 総会で保護者へ説明
- 5月 教育委員会でパブリックコメント、住民説明会の実施を協議
- 6月 条例(案)のパブリックコメントの実施及び住民説明会の開催
- 7月 学校給食調理施設運営委員会で給食費の公会計化を協議  
教育委員会で条例(案)を審議
- 9月 町議会定例会で条例案、補正予算案を提案
- 12月 P T A 全体会において保護者説明会の実施(口座振替手続)
- ・平成28年1月 給食管理システムのテスト運用
- 4月 条例の施行・制度運用開始